

日進小学童保育の会 父母会 運営細則

第1条 【総則】

この細則は、「日進小学童保育の会父母会」（以下「父母会」）の「特定非営利活動法人 日進小学童保育の会」（以下「学童保育の会」）と共に、「放課後児童健全育成事業」を実施するに当たって、お互いに協力して活動を行う為、必要な事項を定めるものである。

第2条 【運営原則】

「父母会」は学童保育においては保護者の参画がなくては学童保育の運営は不可能であり、保護者と指導員が手を携えて、子どもを真ん中に協力関係を築き運営に協力していく事とする。

第3条 【対象】

「学童保育の会」に子供を預けている保護者。

第4条 【名称及び構成】

この会は、日進小学童保育の会と呼び、「学童保育の会」に子供を預けている保護者と指導員で構成する（以下「会員」という。）。

第5条 【役員】

この会には、次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 1名以上
- ③会計 3名
- ④人事 2名
- ⑤業務管理 若干名
- ⑥運営委員 若干名
- ⑦その他会の運営に必要な委員 若干名

第6条 【役員の任務】

- ①会長は会の運営の全体の内容を把握し会の運営を行う。
- ②会計は決算書の作成、おやつ代、運営費等の徴収及び出納の管理を行う。
- ③運営委員は、運営委員会に参加し、会の運営を達成するため積極的に努力する。

④役員は、会員のうちから定期総会で選任する。

第7条【役員の任期】

①会員は、原則として、児童が在籍する期間内において1年以上役員として会の運営に参加するものとする。

②役員の任期は、毎年定期総会終了時から翌年の定期総会終了時までの1年とする（再選は妨げないものとする。）。ただし、会計の任期は2年とする。

③役員に欠員が生じたときは、運営委員会で補充できるものとする。

第8条【運営委員会】

この会は会員をもって最高議決機関である運営委員会を置く。運営委員会は会長、副会長、運営委員、会計及び指導員において構成する。

①議事の内容は、運営委員会で決定する。

②運営委員会は、会長と副会長が協議の上、これを招集する。

③運営委員会は、原則として、毎月1回以上開催し運営委員の全員参加とする。

第9条【入会の扱い】

理事長において入所を了承された児童の保護者は「父母会」に入会する事とする。

第10条【退会の扱い】

理事長において退所を了承された児童の保護者は「父母会」も退会することとする。

第11条【強制退会】

理事会において強制退会を承認された児童の保護者は「父母会」も強制退会とする。

第12条【「父母会」会費】

会費はおやつ代及び運営費とし、その内容は次の通りとする。

①おやつ代

おやつ代は1児童、月額2,000円とし、毎月分を前月末までに保育料とともに納付することとする。

②運営費

運営費は、児童1名につき一律10,000円とし、毎年4月に徴収する。（但し途中入所の際も徴収する。）

③その他

教材費、その他必要経費は別途徴収することとする。

附則

- ① この細則は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。
- ② この細則は、平成 19 年 5 月 19 日より改訂施行する。
- ③ この細則は、平成 20 年 5 月 17 日より改訂施行する。
- ④ この細則は、平成 21 年 5 月 16 日より改訂施行する。
- ⑤ この細則は、平成 22 年 5 月 15 日より改訂施行する。
- ⑥ この細則は、平成 23 年 5 月 21 日より改訂施行する。
- ⑦ この細則は、平成 26 年 5 月 24 日より改訂施行する。
- ⑧ この細則は、平成 27 年 5 月 23 日より改訂施行する。
- ⑨ この細則は、平成 27 年 8 月 1 日より改訂施行する。
- ⑩ この細則は、平成 30 年 5 月 26 日より改訂施行する。